

# 持西復

去月三十日之

西寺齋田書

受与敬誦及先以時下

炎威逐る加醜と處

市起居益由多祥と事

大勢及借候誦一併と存

年島へは送承能と存

了受本人へ申二区と意

事と當言致成と教遣

候と次第に存及申上と事

二区と候誦に井上孝徳と

持と北河の川平と候誦と

對外理風の一人と徳と云

二徳と云又二持本日区



對外理屈の一人と認めざる  
に譲らば又「日本曰く  
わが民も亦洲之軋轢に互  
接し關係を有せざる者（例）  
は半田等の沿岸の地（未）も  
持するに以て其のあまらに  
あてざる事」と認めざるハ  
一區に之を豫念を付くる事  
急必要と存するは一區  
之より情に先般や兵  
團の有り共と江を保あり  
の至あり辭退して事と實  
論論に之を自島に歸する様  
に於て者如何様なるの取  
扱は是區母之事情に所成  
之を評する事何ともいふ  
之力に及ばざる様なる事

の道あり辭退し書きたる  
論議之者島に歸する様  
に於て如何様なるか  
此の處に母之身情の所成  
之を評すに余何とも  
之力に及ばざる様なる  
島に於て島に於て一區の困  
難ある事情に於て  
此の事之に於て  
閣下より書きたる所  
に於て閣下之身情の  
指し度之方申上り  
謹具

七月六日

時敏

大隈先生閣下

此